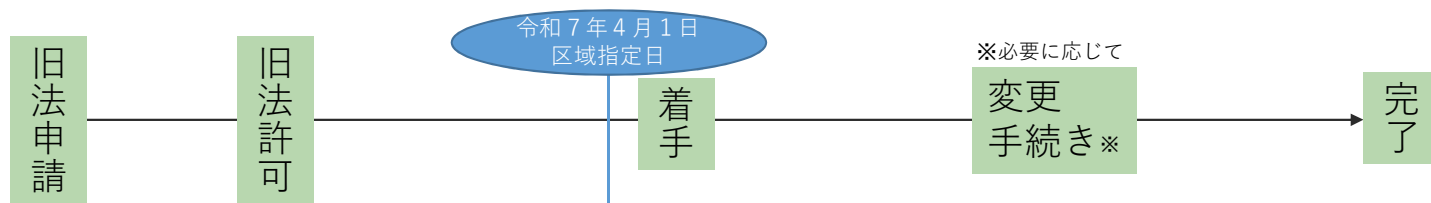


宅地造成等規制法(以下「旧法」という。))が「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法(以下「新法」という。))に改正され、本市では令和7年4月1日に川崎市全域を宅地造成等工事規制区域に指定を行い、**新法**に基づく運用を開始する予定です。

運用開始日前後の許可申請や工事に関しては、届出や再度の許可申請が必要となる場合がありますため、特に注意が必要です。以下の留意事項をご確認いただき、関係する手続きを進めていただきますようお願いいたします。

1 旧法で許可が必要な場合

区域指定日より前に旧法の許可を受けていれば、追加の手続きは不要です。変更許可についても旧法に基づいた手続きとなります。



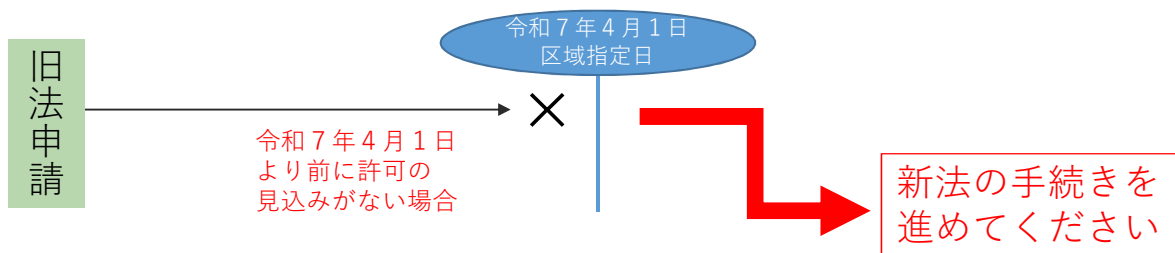
※旧法の許可を受けている場合は工事着手日による取扱いに差はありません。

2 旧法で許可通知の見込みがない場合

区域指定日より前の旧法第8条第1項本文の規定による宅地造成に関する工事の許可申請については、当該申請に係る工事の許可が区域指定日以後となる場合、当該工事に係る許可申請は無効となります。

なお、当該申請に対する審査手数料の還付はございません。当該工事を行うためには、区域指定日以後に改めて新法第12条第1項の規定による許可申請が必要となります。

宅地造成に関する工事の許可申請については、本市では審査に必要な日数（標準処理期間）を30日としております。令和7年3月1日以後に宅地造成に関する工事の許可申請を予定されている方はご注意ください。



3 旧法で許可が不要な場合

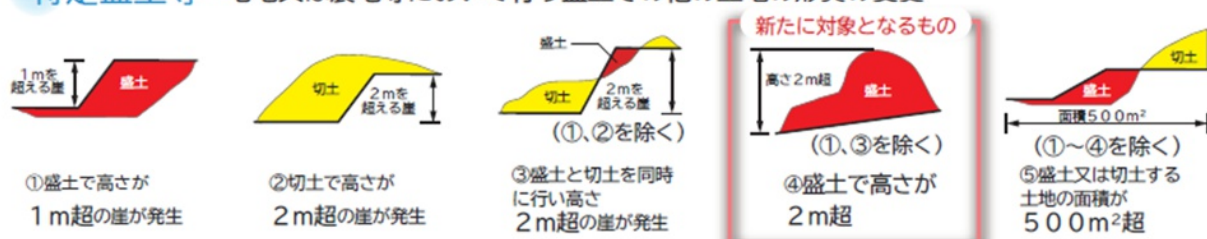
旧法の許可申請が不要な場合であっても、区域指定日前までに以下に掲げる工事をすでに行っている場合、区域指定日から21日以内（令和7年4月22日まで）に新法第21条第1項に基づく届出をする必要があります。

- ・宅地造成は、新法に基づく工事（図④〈新たに対象となるもの〉参照）
- ・特定盛土等は、新法に基づく工事（図①～⑤参照）
- ・土石の堆積は、新法に基づく工事（図⑥⑦〈新たに対象となるもの〉参照）

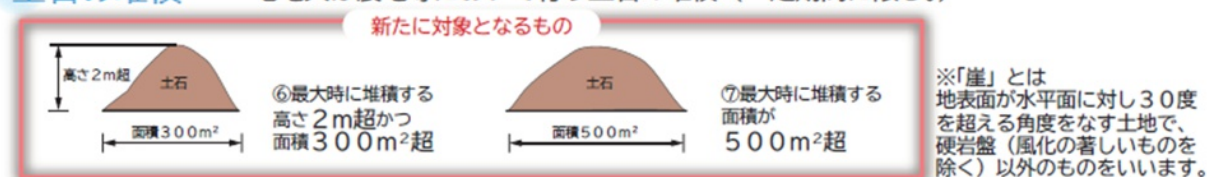
図

宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするための盛土その他の土地の形質の変更

特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更



土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積（一定期間に限る。）



お問い合わせ

川崎市 まちづくり局 指導部 宅地企画指導課
川崎市役所本庁舎 18階（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）

電話: 044-200-3087

ファクス: 044-200-3089

メールアドレス: 50takuki@city.kawasaki.jp

※市HP

【宅地造成及び特定盛土等規制法
（盛土規制法）の施行について】

